

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年 9 月25日	
【会社名】	日本ナレッジ株式会社	
【英訳名】	Nihon Knowledge Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 洋一	
【本店の所在の場所】	東京都台東区寿三丁目19番 5 号	
【電話番号】	(0 3) 3 8 4 5 - 4 7 8 1 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 青木 一男	
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区寿三丁目19番 5 号	
【電話番号】	(0 3) 3 8 4 5 - 4 7 8 1 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 青木 一男	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	936,257,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,021,000 株（注）	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は、100株であります。

（注）1．本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、2026年9月25日開催の当社取締役会において決議しています。

2．当社と割当予定先である株式会社ビジネスブレイン太田昭和（以下「割当予定先」又は「BBS社」といいます。）は、2026年9月25日付で、資本提携（以下「本資本提携」といいます。）に関する契約（以下「本資本提携契約」といいます。）を締結いたしました。本資本提携契約において、本第三者割当増資は、本有価証券届出書の効力が発生していること等を条件としております。

3．目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,021,000株	936,257,000	468,128,500
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,021,000株	936,257,000	468,128,500

（注）1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、468,128,500円であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
917	458.5	100株	2026年11月2日（月）	-	2026年11月2日（月）

（注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期間内に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

4 本第三者割当増資については、2026年11月2日（月）を会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しています。

5 払込期間内に、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われな

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
日本ナレッジ株式会社 管理本部	東京都台東区寿三丁目19番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 雷門支店	東京都台東区浅草一丁目 1 番15号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
936,257,000	3,800,000	932,457,000

(注) 1 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用（登録免許税約2.8百万円を含む）、株主名簿管理人手数料及び有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

	具体的な使途	金額	支出予定時期
	AI関連事業の拡大及び人材育成等に係る成長投資	332百万円	2026年11月～2031年3月
	M&A及び事業拠点の拡充等に係る戦略投資	600百万円	2026年11月～2031年3月

(注) 1 . 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は安定的な金融資産である銀行預金で管理する予定です。

2 . 上記の具体的な使途につき、優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定です。

上記の具体的な使途の詳細は、以下のとおりです。

AI関連事業の拡大及び人材育成等に係る成長投資

当社は、中期経営計画において、AIコンサルティング戦略、AIテストツール戦略及び人材育成戦略を重点戦略として掲げ、AI関連ビジネスの拡大及び高付加価値サービスの創出に取り組んでおります。生成AIをはじめとするAI技術の急速な普及に伴い、企業によるAIの利活用が拡大する一方、AIを活用したシステム及びサービスの品質、安全性及び信頼性の確保並びにAIガバナンス及びリスク管理の重要性が高まっております。当社は、これまでソフトウェアテスト及び品質保証の分野で培ってきた技術・ノウハウを活かし、AIガバナンス、AIリスク評価等のAI関連サービスの拡充を進めるとともに、AIを活用したテストツールの開発、機能強化及び事業化を推進してまいります。また、これらの事業を中長期的に拡大していくためには、AI及びソフトウェア品質保証等に関する専門性を有する人材の確保及び育成が不可欠であることから、技術者等の採用並びに教育・研修等の人材育成についても積極的に取り組んでまいります。本資金は、これらのAI関連サービスの開発・提供体制の強化、AIテストツール等の開発・事業化（これらを担う人材の採用・教育・育成等に係る費用を含む）に充当する予定です。内訳は、前者に220百万円、後者に112百万円としておりますが、当社の事業特性上、顧客の依頼内容及び担当人員の兼任・入替え等に伴って、332百万円の範囲内で柔軟に調整する予定です。なお、2026年5月15日付業務提携においても、BBS社が有する業務知識、コンサルティングノウハウ及び顧客基盤と、当社が有するソフトウェアテスト、AIガバナンス等の技術・ノウハウを組み合わせることにより、AI関連サービスの拡大を図ることとしており、本資本提携は、業務提携をさらに推進することを目的としています。

M&A及び事業拠点の拡充等に係る戦略投資

当社は、中期経営計画に基づき、既存事業の成長に加え、M&Aを活用した事業領域及び顧客基盤の拡大、人材及び技術・ノウハウの獲得等を図るとともに、地域戦略の推進による事業基盤の拡充に取り組む方針です。M&Aについては、当社の検証事業及び開発事業との事業シナジーが見込まれ、事業領域若しくは顧客基盤の拡大又は人材、技術・ノウハウ等の獲得に資する企業を対象として、投資機会を継続的に検討してまいります。現時点において、本資金の充当を具体的に決定しているM&A案件はありませんが、当社の成長戦略に合致する案件が具体化した場合に、機動的に投資を実行することができるよう、本資金の一部をM&Aに係る投資資金として充当する予定です。

また、当社は、地域における事業機会の拡大及び人材確保等を目的として地域戦略を推進しており、本資金の一部について、事業拠点の新設・拡張、設備及び業務環境の整備その他の事業基盤の拡充に係る費用に充当する予定です。内訳は、前者に480百万円、後者に120百万円としておりますが、M&Aについてはその成立には不確実性があり、事業拠点の拡充についても今後の事業展開、物件の選定状況その他の事情により必

要資金が変動する可能性があります。このため、具体的な投資案件の進捗状況等に応じ、600百万円の範囲内で柔軟に調整する予定です。なお、支出予定時期までに適切なM&A対象が見つからなかった場合、残額は当該事業拠点の拡充等に係る費用に充当する予定です。

これらの投資を通じて、当社の事業領域及び顧客基盤を拡大するとともに、事業成長を支える人材及び事業基盤を強化し、中期経営計画の実現を加速させてまいります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社ビジネスブレイン太田昭和 (コード：9658 東証プライム市場)
本店の所在地	東京都港区西新橋一丁目1番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第59期(自2025年4月1日 至2026年3月31日) 2026年6月22日 関東財務局長に提出

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社と対象会社との間には、システム開発業務に関する取引関係があります。また、2026年5月15日付で業務提携に関する契約を締結しております。

(3) 割当予定先の選定理由

本資本提携の目的及び理由

当社は、「人と技術を育み、安心できるデジタル社会の未来を支える」をミッションに掲げ、1985年10月の創業以来、検証事業及び開発事業を展開してまいりました。また、中期経営計画において「100億企業」達成に向けた基盤の構築を掲げ、AI関連ビジネスの拡大、M&A、地域戦略、人材の採用・育成等の成長施策を推進しております。同計画では、2027年3月期から2029年3月期までの3か年において、AIコンサルティングサービスの強化及びAIテストツールの開発等に11億円、M&A及び事業所の新設・拡張等のBS戦略投資に6億円の、総額17億円の成長投資を実施する方針としております。

このような中、当社は、2026年5月15日付「株式会社ビジネスブレイン太田昭和との業務提携に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、BBS社との間で業務提携（以下「業務提携」）にかかる契約を締結いたしました。BBS社は、経営会計を基軸としたコンサルティング、システム構築・運用及びBPO等の幅広いサービスを展開しております。BBS社が有する業務知識、コンサルティングノウハウ及び顧客基盤と、当社が有するソフトウェアテスト、品質保証、AI品質保証及びAIガバナンス等に関する技術・ノウハウを組み合わせることで、両社の強みを活かした新たなサービスの創出及び事業機会の拡大を目指しております。

当社は、業務提携に基づく取組みを継続的に推進し、両社の経営資源をより積極的に相互活用していくためには、業務面での協力関係に加え、資本面においてもより安定的な関係を構築することが有効であると判断いたしました。BBS社が当社の株式を中長期的に保有することにより、相互の企業価値向上という目標を共有し、業務提携の実効性を一層高めることができるものと考えております。このため、両社間で協議を行った結果、BBS社が本資本提携後に当社株式を20.36%保有する資本関係を構築することが、本業務提携を中長期的かつ安定的に推進していく上で適切であると判断いたしました。

また、当社は、中期経営計画に基づくAI関連分野への投資、M&A、事業拠点の新設・拡張、人材の採用・教育等の成長投資を着実に実行するためには、既存事業の運転資金を確保しつつ、これとは別に成長投資に充当する資金を確保し、財務基盤を強化することが重要であると認識しております。2026年6月30日現在、当社グループの現金及び預金は628百万円、純資産は1,151百万円である一方、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の合計は約382百万円となっております。また、当第1四半期においても、人材確保・育成等の先行投資を進めており、営業損失6百万円を計上しております。

このような財務状況において、中期経営計画で予定する総額17億円の成長投資を手元資金及び営業キャッシュ・フローのみによって賄う場合には、既存事業に必要な運転資金や将来の事業環境の変化に対応するための資金余力が低下する可能性があります。また、これらを借入金に大きく依存して実施した場合には、有利子負債の増加による財務負担が生じ、将来のM&Aその他の成長機会に対する財務上の機動性が低下する可能性があります。このため、当社は、中期経営計画において掲げた「借入に囚われない資金調達」の方針に基づき、自己資本の充実を伴う資金調達を行うことが適切であると判断いたしました。

本第三者割当により調達する資金は、上記総額17億円の成長投資の一部を賄うものであり、具体的には、後記「第一部【証券情報】 第1【募集要項】 4【新規発行による手取金の使途】 (2)【手取金の使途】」に記載の「AI関連事業の拡大及び人材育成等に係る成長投資」及び「M&A及び事業拠点の拡充等に係る戦略投

資」に充当する予定です。これらの投資は、当社の中期経営計画及びその先の「100億企業」の実現に向けて継続的に実施するものであり、個々の投資案件の実施時期、採用計画、M&Aの機会等には一定の変動が生じ得ることから、資金の支出予定時期については2031年までの期間を設定しております。一方で、人材の採用・育成、AI関連サービス及びテストツールへの投資については既に着手しており、M&Aや事業拠点の拡張についても、適切な案件又は機会が生じた際に機動的に実行できる財務基盤をあらかじめ確保しておくことが重要であると考えております。さらに、本資本提携を契機としてBBS社との安定的な資本関係の構築と資金調達を同時に実現することが可能であることから、将来の各支出時点まで資金調達を先送りするのではなく、現時点で必要な資金を確保することが、資金調達の確実性を高め、中期経営計画に掲げる成長投資を機動的かつ着実に実行するために合理的であると判断いたしました。

本資本提携におけるBBS社の株式取得方法については、以上の資金需要を踏まえ、まず当社が成長投資のために必要とする資金調達額を基礎として、本第三者割当により発行する新株式の数を決定いたしました。その上で、BBS社との間で合意した保有割合の20%超を実現するため、必要となる株式数との差分について、既存株主からの売出しを組み合わせることといたしました。

以上を踏まえ、当社は、本資本提携契約の締結、本第三者割当及び株式の売出しを組み合わせることが、BBS社との中長期的かつ安定的な資本関係の構築、当社の成長戦略に必要な資金の確保を同時に実現し、業務提携における事業シナジーの創出及び当社の成長戦略の実行を加速させ、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものと判断し、本資本提携を実施することといたしました。

本資本提携の内容

(1) 本資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、BBS社に当社普通株式1,021,000株（2026年8月末現在の発行済株式総数（自己株式を除く）に、本第三者割当により発行される株式数を加えた数に対する割合19.69%）を割り当てます。

また、BBS社は、2026年11月2日に当社の主要株主である筆頭株主のウイステリアトラスト株式会社から、同社が保有する当社普通株式35,000株（2026年8月末現在の発行済株式総数（自己株式を除く）に、本第三者割当により発行される株式数を加えた数に対する割合0.67%）を取得（以下「本株式取得」）する予定です。

本第三者割当及び本株式取得により、BBS社は、当社普通株式1,056,000株（2026年8月末現在の発行済株式総数（自己株式を除く。）に、本第三者割当増資により発行される株式数を加えた数に対する割合20.36%）を保有することとなるため、当社はBBS社の持分法適用関連会社となる見込みです。

(2) 本資本提携契約におけるその他の主たる合意事項

当社とBBS社は、本資本提携契約において、以下の合意をしております。

取締役候補者の指名権

BBS社は、当社に対する議決権保有割合が20%を下回らないことを条件として、当社の監査等委員でない非常勤取締役候補者1名を指名する権利を有するものとします。当社は、BBS社が指名する者を当社の取締役として選任する旨の議案をクロージング後に招集される定時株主総会に上程するとともに、その承認が得られるよう最大限努力する義務を負います。なお、当該取締役が就任するまでの間、BBS社は、その指名する者をオブザーバーとして当社の取締役会に出席させ、意見を述べさせることができるものとします。当社は、取締役会の招集通知の写しその他全ての取締役会資料を、オブザーバーにも提供する義務を負います。

また、当社は、BBS社から連結財務諸表の作成又はグループ管理の観点から合理的に求められた資料について開示する義務を負うほか、BBS社がグループガバナンスの観点から合理的に要請するガバナンス体制の構築又は改善について、必要な協力を行う義務を負います。

重要事項に関する事前承諾及び事前協議

当社は、株式、新株予約権その他当社株式を取得することができる権利の発行、処分若しくは付与又は組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付、事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは事業の譲受けを行う場合には、あらかじめBBS社の書面による承諾を得るものとします。また、当社がBBS社以外の第三者との間で資本提携又はその準備を行う場合には、あらかじめBBS社と協議を行うものとします。

BBS社の優先引受権

当社が株式、新株予約権その他当社株式を取得することができる権利を新たに発行、処分又は付与する場合、BBS社は、その持株比率に応じて当該株式等を引き受ける権利を有するものとします。

本資本提携契約終了時の株式の取扱い

本資本提携契約が解除その他の事由により終了した場合、BBS社は、保有する当社株式の全部又は一部を第三者に譲渡するに当たり、当社に対して必要な協力を求めることができるものとします。これに関して当社とBBS社が協議し、協議開始から3か月以内に合意に至らなかった場合には、BBS社が協議開始から6か月以内に当該譲渡を実行できるよう、当社は、金融商品取引法上必要となる手続や重要事実の公表等、合理的に必要な対応を行う義務を負います。さらに、BBS社は、当社に対し、保有する当社株式の第三者への売却を目的とした入札手続の実施を求めることができるものとします。この場合、当社とBBS社がその実施について協議し、

当該請求から3か月以内に合意に至らなかったときは、当社は、当該請求から6か月以内に、売却先候補の探索や候補者による合理的なデューデリジェンスへの協力等を含む入札手続を実施する義務を負います。

また、BBS社は、本資本提携契約終了後、保有する当社株式の全部又は一部について、所定の終了時譲渡価格による買取りを当社に請求することができるものとします。当社は、当該請求を受けた場合、BBS社の指示に従い、会社法上の分配可能額規制、必要な機関決定、金融商品取引法上のインサイダー取引規制その他の法令等及び当社取締役の善管注意義務に抵触しない範囲で、自ら当該株式を買取る義務を負うとともに、第三者による買取りの実現に向けて商業上合理的な範囲で最大限努力する義務を負います。当社は、これらの条件を満たすために必要となる株主総会の招集、取締役会決議、未公表の重要事実の公表等の対応を、商業上合理的に可能な範囲で行う義務を負います。

終了時譲渡価格は、BBS社の選択により、本資本提携契約終了日から6か月後の応当日までの間にBBS社が指定する任意の日における東京証券取引所の当社株式の市場終値又はこれ以下の価格としてBBS社が指定する価格、又はBBS社と当社との間で合意した価格を1株当たりの価格として算定します。当社が自ら又は第三者をして当該株式を買取る場合には、当社は、自己株式取得に係る手続その他法令上必要となる手続及びBBS社が合理的に求める対応を、BBS社の指示に従って行う義務を負います。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,021,000株

(5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が当社の資本提携先として中長期にわたって当社株式を保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の直近の有価証券報告書（2026年6月22日提出）における連結財務諸表に記載の現金及び現金同等物（11,729百万円）の状況を確認した結果、本第三者割当により発行される株式の払込金額の総額の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

当社は、本資本提携契約において、割当予定先から、割当予定先は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に一切の関係又は取引がないことに関する表明保証を受けます。また、割当予定先は東京証券取引所プライム市場に上場しており、当社は、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2026年6月24日）において、割当予定先は、割当予定先のグループ全体を挙げて如何なる面においても、反社会的勢力とは関係を一切遮断している旨、「BBSグループ 反社会的勢力への対応に関する基本方針」の中で同方針を明文化するとともに、平素より外部の専門機関等と密接な連携関係を構築し、不当要求等に対応できる体制を整備している旨が記載されていることを確認しています。以上のことから、当社は、割当予定先は反社会的勢力と関係がないと判断しました。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定の根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式の発行価額につきましては、割当予定先との交渉の結果、原則として、一時的な株価変動リスクを抑制し、かつ現状に即した価額を算定するため、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である2026年9月24日までの直前1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格（円未満四捨五入）（以下「VWAP」といいます。）としつつ、例外的に、当該1ヶ月間の当社普通株式のVWAPが本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）に90%を乗じた価額（円未満四捨五入）を下回る場合には、既存株主の皆様の利益保護の観点から、当該終値に90%を乗じた価額を本新株式の発行価額とすることとし、また、当該1ヶ月間の当社普通株式のVWAPが本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値に110%を乗じた価額（円未満四捨五入）を上回る場合には、当該終値に110%を乗じた価額を本新株式の発行価額とすることとしておりました。

かかる点を踏まえ、当社は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日までの直前1ヶ月間のVWAPが854円、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値1,019円に90%を乗じた価額が917円、当該終値に110%を乗じた価額が1,121円であったことから、本新株式の発行価額を金917円といたしました。

算定期間を原則として直近1ヶ月間としたのは、割当予定先との協議内容を踏まえて当社においても検討したところ、一定期間のVWAPという平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除することができ、より算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。また、株価平均の算定ベースとしてVWAPを用いるのは、より取引実態に近い平均的な約定値段として認知されている価格を用いることで、当社株式の価値をより適切に反映した払込金額を決定することができると考えたからです。

また、当社は2026年5月15日にBBS社との業務提携を公表しており、その後、両社間において具体的な協業に向けた取組みを進めております。このため、算定期間を6ヶ月間とした場合、業務提携の公表以前に形成された市場価格を相当程度含むこととなり、本資本提携の決定時点における当社の状況及び市場評価を反映するという観点からは、必ずしも最も適切な基準ではないと判断いたしました。また、3ヶ月間の場合についても、1ヶ月間と比較して過去の市場価格の影響をより大きく受けることとなります。当社としては、一時的な株価変動の影響を緩和する一方、可能な限り足元の当社の企業価値及び市場評価を反映することが重要であると考えております。そのため、株価変動を一定程度平準化するために必要な期間を確保しつつ、直近の市場評価をより適切に反映することができる期間として、直近1ヶ月の算定期間を採用することが合理的であると判断いたしました。

当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日（2026年9月24日）の終値である1,019円に対して10.00%のディスカウント、同直前営業日までの直前1ヶ月間（2026年8月25日～2026年9月24日）の終値単純平均840.60円（小数点以下第3位を四捨五入。以下同様。）に対して9.08%のプレミアム、直前3ヶ月間（2026年6月25日～2026年9月24日）の終値単純平均807.80円に対して13.51%のプレミアム、直前6ヶ月間（2026年3月25日～2026年9月24日）の終値単純平均793.44円に対して15.57%のプレミアムとなっております。

当該発行価額については、当社普通株式が上場されており、取締役会決議の直前営業日である2026年9月24日までの直前1ヶ月間の当社普通株式の市場価額を基礎としていること、及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）に準拠して決定されたものであることからすれば、特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。なお、本新株式の発行に係る取締役会決議に際し、当社の監査等委員会（内2名社外取締役）が、本新株式の発行価額の決定方法は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、かつ上記指針に準拠したものであることから、本新株式の払込金額は割当予定先であるBBS社に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により発行する本新株式は1,021,000株（議決権数10,210個）であり、2026年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数4,151,100株に対して24.59%、同日現在の総議決権数41,497個に対して24.60%に相当し、既存株主の皆様の持株比率及び議決権比率について一定の希薄化が生じることとなります。また、当社が2026年7月22日開催の取締役会において決議した譲渡制限付株式報酬としての新株式13,400株（議決権数134個）を合算すると、発行株式数は1,034,400株（議決権数10,344個）となり、2026年3月31日現在の発行済株式総数に対する希薄化率は24.91%、総議決権数に対する希薄化率は24.92%となります。

一方、本資本提携においては、BBS社との中長期的かつ安定的な資本関係を構築し、業務提携の実効性及び継続性を一層高める観点から、本第三者割当及び本株式取得により、BBS社の当社に対する議決権所有割合を20%超とすることを予定しております。その際、BBS社が取得する当社株式の全てを新株式の発行によるものとはせず、その一部については、ウィステリアトラスト株式会社からBBS社への当社普通株式35,000株の譲渡によることとし、当社の成長戦略の遂行に必要な成長資金の確保と既存株主の皆様への希薄化の影響の抑制との両立を図っております。

本第三者割当増資により調達する資金は、上記「第一部〔証券情報〕第1〔募集要項〕4〔新規発行による手取金の使途〕（2）〔手取金の使途〕」に記載の成長投資及び戦略投資に充当する予定であり、BBS社との資本関係

の構築による本業務提携の一層の深化とあわせて、中期経営計画の実現を加速し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。

以上から、当社は、本第三者割当増資により一定の希薄化が生じるものの、その規模は本資本提携及び当社の成長戦略を実現するために必要かつ合理的な範囲であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ウステリアトラスト株式会社	東京都江東区福住二丁目8番10号	1,787,400	42.93%	1,752,400	33.80%
株式会社ビジネスブレイン太田昭和	東京都港区西新橋一丁目1番1号	-	- %	1,056,000	20.36%
株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号	402,000	9.65%	402,000	7.75%
光通信KK投資事業有限責任組合	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	275,100	6.60%	275,100	5.30%
日本ナレッジ従業員持株会	東京都台東区寿三丁目19番5号	259,600	6.23%	259,600	5.00%
UHPartners2投資事業有限責任組合	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号	223,100	5.35%	223,100	4.30%
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番21号	116,700	2.80%	116,700	2.25%
藤井 洋一	東京都江戸川区	83,800	2.01%	83,800	1.61%
長谷川 貴志	千葉県八千代市	63,400	1.52%	63,400	1.22%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	62,800	1.50%	62,800	1.21%
計	-	3,273,900	78.64%	4,294,900	82.84%

- (注) 1. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を切り捨てて算出しております。
2. 割当前の所有株式数は、2026年3月31日現在の株主名簿上の株式数に、2026年8月20日付で譲渡制限付株式報酬として発行した普通株式13,400株を反映した株式数を基準としております。なお、当該譲渡制限付株式の発行により、藤井洋一が1,900株、長谷川貴志が700株をそれぞれ取得しております。
3. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日現在の総株主の議決権数41,497個に、2026年8月20日付で発行した譲渡制限付株式13,400株に係る議決権数134個を加算した41,631個を基準として算出しております。
4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、上記(注)3の総議決権数41,631個に、本第三者割当により発行する本新株式1,021,000株に係る議決権数10,210個を加算した51,841個を基準として算出しております。
5. ウステリアトラスト株式会社の割当後の所有株式数は、2026年3月31日現在の所有株式数1,787,400株から、株式会社ビジネスブレイン太田昭和に譲渡する35,000株を控除した1,752,400株として算出しております。
6. 株式会社ビジネスブレイン太田昭和の割当後の所有株式数は、本第三者割当により取得する本新株式1,021,000株に、ウステリアトラスト株式会社から取得する35,000株を加えた1,056,000株として算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部[組込情報]」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年9月25日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第2 資本金の増減

「第四部[組込情報]」に記載の有価証券報告書（第41期）「第一部[企業情報] 第4[提出会社の状況] 1[株式等の状況]（4）[発行済株式総数、資本金等の推移]」に記載された資本金等について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年9月25日）までの間における増減は、以下のとおりであります。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2026年8月20日（注）	13,400	4,164,500	5,293	227,451	5,293	156,451

（注）譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

発行価額 790円

資本組入額 395円

割当先 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び執行役員（取締役を兼務しない。）9名

第3 臨時報告書の提出

「第四部[組込情報]」に記載の第41期有価証券報告書の提出日（2026年6月24日）以降、以降、本有価証券届出書提出日（2026年9月25日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

[2026年6月29日提出臨時報告書]

1 提出理由

2026年6月26日開催の当社第41回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円

その他の剰余金の処分に関する事項	
(1) 減少する剰余金の項目及びその額	
繰越利益剰余金	4,150,896円
(2) 増加する剰余金の項目及びその額	
利益準備金	4,150,896円

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当を取締役会決議により行うことが可能となるよう、剰余金の配当等の決定機関に関する規定を新設するものであります。

また、条文中の表記の統一その他字句の修正等、所要の整備を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として藤井洋一、長谷川貴志、青木一男、藤井勇佑の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として伊東宏之、小泉妙美、田畠宏一の各氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として添田繁永氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とするものであります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	33,524	99	-	（注）1	可決 97.50
第2号議案	33,516	107	-	（注）2	可決 97.48
第3号議案				（注）3	
藤井 洋一	33,471	152	-		可決 97.35
長谷川 貴志	33,483	140	-		可決 97.38
青木 一男	33,471	152	-		可決 97.35
藤井 勇佑	33,483	140	-		可決 97.38
第4号議案				（注）3	
伊東 宏之	33,472	151	-		可決 97.35
小泉 妙美	33,481	142	-		可決 97.38
田畠 宏一	33,481	142	-		可決 97.38
第5号議案				（注）3	
添田 繁永	33,482	141	-		可決 97.38
第6号議案	33,432	191	-	（注）1	可決 97.23
第7号議案	33,431	192	-	（注）1	可決 97.23
第8号議案	33,448	175	-	（注）1	可決 97.28

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

[2026年 9 月25日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社は、本日2026年 9 月25日開催の取締役会において、株式会社ビジネスブレイン太田昭和（以下「BBS社」といいます。）との間で資本提携（以下「本資本提携」）にかかる契約（以下「本資本提携契約」）の締結について決議しておりますが、本資本提携契約には、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3に規定する合意が含まれております。

また、本資本提携に基づきBBS社を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当」）を行うこと、並びに当社の主要株主であるウイステリアトラスト株式会社からBBS社に対する、保有株式の売出し（以下「本売出し」といいます。）が行われることに伴い、当社の主要株主に異動が生じますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号、同項第12号の2及び同項第12号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1．本資本提携の締結

(1) 当該契約を締結した年月日

2026年 9 月25日

(2) 当該契約の相手方の名称及び住所

名称	株式会社ビジネスブレイン太田昭和
住所	東京都港区西新橋一丁目1番1号

(3) 当該合意の内容

当社及びBBS社は、本資本提携契約において、以下の合意を行っております。なお、本第三者割当が2026年12月末日までに完了しない場合等、一定の場合には、当社およびBBS社は相手方に通知することにより本資本提携契約を解除することができることとされています。

取締役候補者の指名権

BBS社は、当社に対する議決権保有割合が20%を下回らないことを条件として、当社の監査等委員でない非常勤取締役候補者1名を指名する権利を有するものとします。当社は、BBS社が指名する者を当社の取締役として選任する旨の議案をクロージング後に招集される定時株主総会に上程するとともに、その承認が得られるよう最大限努力する義務を負います。なお、当該取締役が就任するまでの間、BBS社は、その指名する者をオブザーバーとして当社の取締役会に出席させ、意見を述べさせることができるものとします。当社は、取締役会の招集通知の写しその他全ての取締役会資料を、オブザーバーにも提供する義務を負います。

また、当社は、BBS社から連結財務諸表の作成又はグループ管理の観点から合理的に求められた資料について開示する義務を負うほか、BBS社がグループガバナンスの観点から合理的に要請するガバナンス体制の構築又は改善について、必要な協力を行う義務を負います。

重要事項に関する事前承諾及び事前協議

当社は、株式、新株予約権その他当社株式を取得することができる権利の発行、処分若しくは付与又は組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付、事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは事業の譲受けを行う場合には、あらかじめBBS社の書面による承諾を得るものとします。また、当社がBBS社以外の第三者との間で資本提携又はその準備を行う場合には、あらかじめBBS社と協議を行うものとします。

BBS社の優先引受権

当社が株式、新株予約権その他当社株式を取得することができる権利を新たに発行、処分又は付与する場合、BBS社は、その持株比率に応じて当該株式等を引き受ける権利を有するものとします。

本資本提携契約終了時の株式の取扱い

本資本提携契約が解除その他の事由により終了した場合、BBS社は、保有する当社株式の全部又は一部を第三者に譲渡するに当たり、当社に対して必要な協力を求めることができるものとします。これに関して当社とBBS社が協議し、協議開始から3か月以内に合意に至らなかった場合には、BBS社が協議開始から6か月以内に当該譲渡を実行できるよう、当社は、金融商品取引法上必要となる手続や重要事実の公表等、合理的に必要な対応を行う義務を負います。さらに、BBS社は、当社に対し、保有する当社株式の第三者への売却を目的とした入札手続の実施を求めることができるものとします。この場合、当社とBBS社がその実施について協議し、当該請求から3か月以内に合意に至らなかったときは、当社は、当該請求から6か月以内に、売却先候補の探索や候補者による合理的なデューデリジェンスへの協力等を含む入札手続を実施する義務を負います。

また、BBS社は、本資本提携契約終了後、保有する当社株式の全部又は一部について、所定の終了時譲渡価格による買取りを当社に請求することができるものとします。当社は、当該請求を受けた場合、BBS社の指示に従い、会社法上の分配可能額規制、必要な機関決定、金融商品取引法上のインサイダー取引規制その他の法令等及び当社取締役の善管注意義務に抵触しない範囲で、自ら当該株式を買取る義務を負うとともに、第三者による買取りの実現に向けて商業上合理的な範囲で最大限努力する義務を負います。当社は、これらの条件を満たすために必要となる株主総会の招集、取締役会決議、未公表の重要事実の公表等の対応を、商業上合理的に可能な範囲で行う義務を負います。

終了時譲渡価格は、BBS社の選択により、本資本提携契約終了日から6か月後の応当日までの間にBBS社が指定する任意の日における東京証券取引所の当社株式の市場終値又はこれ以下の価格としてBBS社が指定する価格、又はBBS社と当社との間で合意した価格を1株当たりの価格として算定します。当社が自ら又は第三者をして当該株式を買取る場合には、当社は、自己株式取得に係る手続その他法令上必要となる手続及びBBS社が合理的に求める対応を、BBS社の指示に従って行う義務を負います。

(4) 当該合意の目的

当該合意は、BBS社が本資本提携を通じて当社株式20%超を保有する主要株主及びその他の関係会社となることを踏まえ、業務提携に基づく両社の中長期的かつ安定的な協力関係を構築・維持し、本資本提携によるシナジーの実現及び当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

(5) 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社は、2026年5月15日にBBS社との間で業務提携（以下「業務提携」）にかかる契約を締結いたしました。当社は、業務提携に基づく取組みを継続的に推進し、両社の経営資源をより積極的に相互活用していくためには、業務面での協力関係に加え、資本面においてもより安定的な関係を構築することが有効であると判断いたしました。BBS社が当社の株式を中長期的に保有することにより、相互の企業価値向上という目標を共有し、業務提携の実効性を一層高めることができるものと考えております。

また、当社は、中期経営計画に基づくAI関連分野への投資、M&A、事業拠点の新設・拡張、人材の採用・教育等の成長投資を着実に実行するためには、既存事業の運転資金を確保しつつ、これとは別に成長投資に充当する資金を確保し、財務基盤を強化することが重要であると認識しております。本資本提携を契機として、BBS社との安定的な資本関係の構築と資金調達を同時に実現することが可能であることから、将来の各支出時点まで資金調達を先送りするのではなく、現時点で必要な資金を確保することが、資金調達の確実性を高め、中期経営計画に掲げる成長投資を機動的かつ着実に実行するために合理的であると判断いたしました。

(6) 当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響

当該合意によりBBS社が当社の重要な経営判断に一定の関与を行うこととなるものの、取締役候補者の指名は1名に限られること（ ）、事前承諾等の事項は一定の重要事項に限定され通常の業務執行には及ばないこと（ ）、優先引受権はBBS社の持株比率を維持するための経済的権利であって、当社の業務執行に関する権限を付与するものではないこと（ ）から、当社の経営の独立性及び自主性は確保されており、当社のガバナンスへの影響は限定的であると考えております。

2. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 株式会社ビジネスブレイン太田昭和

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合 株式会社ビジネスブレイン太田昭和

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	-	-
異動後	10,560個	20.36%

(3) 当該異動の年月日

2026年11月2日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 227,451,900円
発行済株式総数 普通株式 4,164,500株

以 上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度（第41期）	自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日	2026年 6 月24日 関東財務局長に提出
---------	------------	-----------------------------------	---------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月23日

日本ナレッジ株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浦 上 卓 也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 口 真 樹
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ナレッジ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ナレッジ株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

日本ナレッジ株式会社の履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
日本ナレッジ株式会社の当連結会計年度の連結損益計算書に計上された売上高は4,558,620千円であり、日本ナレッジ株式会社の損益計算書に計上された売上高は4,463,338千円であり、日本ナレッジ株式会社の売上高が連結売上高の大部分を占めている。 連結財務諸表の【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、ソフトウェア開発サービスのうち、当連結会計年度末までの進捗部分について履行の充足が認められる契約について、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識している。履行義務の充足に係る進捗度は、見積総原価に対する当連結会計年度までの実際発生原価の割合に基づき算出しており、日本ナレッジ株式会社の財務諸表の【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載のとおり当該進捗度に基づく売上高は32,641千円であった。 原価総額の見積りは、主にソフトウェア開発人員の人件費や外注費等の積算である。主要な仮定は、開発人員の作業に伴い発生が見込まれる工数であり、各プロジェクトの規模及び複雑性を勘案して、専門的な知識と経験に基づいて見積っている。 開発途中で仕様変更や、想定していなかった事象の発生などにより工数の見直しが発生し、進捗度が変動した場合には、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。 このように、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益において、履行義務の充足に係る進捗度の前提となる見積総原価は、見積りの不確実性の程度が高く、当監査法人は日本ナレッジ株式会社の履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益について、主に以下の手続を実施した。 ・ 以下に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 - 各プロジェクトの見積総原価と実際発生原価を比較・分析し、適時・適切に見積総原価を見直すための統制 - 各プロジェクトの開発人員の工数及び実際発生原価を網羅的かつ正確に集計するための統制 ・ 経営者による原価総額の見積りプロセスの有効性を評価するため、履行義務を充足したプロジェクトの実際発生原価とプロジェクト開始時の見積総原価、及び、履行義務を充足したプロジェクトの実際発生原価と履行義務を充足した前月の見積総原価を比較し、一定水準以上の差異について理由を検討し、見積総原価の精度を評価した。 ・ 各プロジェクトの見積総原価の合理性及び履行義務の充足に係る進捗度に基づき算出された売上高の正確性を評価するため、以下の手続を実施した。 - 開発人員の作業に伴い発生が見込まれる工数の算定に用いられる管理資料を閲覧し、見積総原価との整合性を確認した。 - 見積書、注文書、契約書等と突合した。 - 開発人員の作業に伴い発生した工数及び実際発生原価の集計に関し、再計算を実施した。 - 履行義務の充足に係る進捗度に基づき算出された売上高の再計算を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本ナレッジ株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本ナレッジ株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

日本ナレッジ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浦上卓也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田口真樹
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ナレッジ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ナレッジ株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

会社は、【注記事項】(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、ソフトウェア開発サービスのうち、当事業年度末までの進捗部分について履行の充足が認められる契約について、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識している。履行義務の充足に係る進捗度は、見積総原価に対する当事業年度末までの実際発生原価の割合に基づき算出しており、当該進捗度に基づく売上高は32,641千円であった。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(日本ナレッジ株式会社の履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。